

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

平成29年11月14日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第654号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、鹿追町中鹿追地区3工区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝総合振興局に備え置いて、平成29年11月15日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成29年11月14日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第655号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を豊浦町役場の掲示場に掲示した。

平成29年11月14日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 通知の内容 平成29年北海道告示第553号
- (2) 所在が不明な者 後藤 敏雄、後藤 敏之、後藤 千代子
- 2(1) 通知の内容 平成29年北海道告示第561号
- (2) 所在が不明な者 佐藤 清、矢ヶ崎 緑

総合振興局告示及び振興局告示

北海道留萌振興局告示第1005号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年11月14日

北海道留萌振興局長 松浦 豊

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
除雪トラック（10t級6×6専用型） 1台
- 2 落札を決定した日
平成29年10月26日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 UDトラックス北海道株式会社
 - (2) 住所 札幌市厚別区厚別中央2条2丁目1番1号

目次

告示

- 危険薬物の指定の解除……………（医務業務課） 11
- 道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課） 11
- 土地改良法による国営換地計画の決定……………（農業施設管理課） 11
- 森林法による通知に代える公示……………（治山課） 11

総合振興局告示及び振興局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 11
- 道立子ども総合医療・療育センター告示
- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 12

告示

北海道告示第652号

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）第5条第5項の規定により、次のとおり危険薬物の指定を解除する。

なお、平成29年北海道告示第629号（危険薬物の指定）は、廃止する。

平成29年11月14日

北海道知事 高橋 はるみ

危険薬物の指定を解除する物

- 1 2- [2, 5-ジメトキシ-4-（トリフルオロメチル）フェニル] エタンアミン及びその塩類
- 2 メチル=2-（4-フルオロフェニル）-2-（ピペリジン-2-イル）アセテート及びその塩類

北海道告示第653号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（越路豊原地区（農業用道路））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川総合振興局に備え置いて、平成29年11月15日から20日間、一般の縦覧に供する。

- 4 落札金額
29,916,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成29年9月8日付け北海道留萌振興局告示第1002号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 留萌市住之江町2丁目1番2号

道立子ども総合医療・療育センター告示

北海道立子ども総合医療・療育センター告示第54号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年11月14日

北海道立子ども総合医療・療育センター長 續 晶 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
一般X線撮影装置及び一般X線撮影間接変換FPD装置 一式
- 2 落札を決定した日
平成29年10月4日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏名 富士フィルムメディカル株式会社
- (2) 住所 東京都港区西麻布2丁目26番30号
- 4 落札金額
83,700,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成29年8月25日付け北海道立子ども総合医療・療育センター告示第47号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道立子ども総合医療・療育センター企画総務課
- (2) 所在地 札幌市手稲区金山1条1丁目240番6

正 誤

○平成29年1月27日（第2854号）

北海道告示第62号（農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

- ページ 欄 行
- 81 右 18から23まで
- 誤 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。俱知安町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 正 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

○平成29年4月21日（第2878号）

北海道告示第293号（漁港区域に係る海岸保全区域の指定の一部改正）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

- ページ 欄 行
- 51 左 14
- 誤 座標値（X = -103767.443、Y = +19977.161）
- 正 座標値（X = -103782.785、Y = +19935.985）